

<b>(52) 空き家バンク登録促進補助金</b>	
【担当部署】 企画課定住促進係 【電話番号】 0167-44-2133	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
<b>【補助金の内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・町内における空き家等の有効活用を図るため、当該空き家等内にある不要な家財道具の処分及び住宅を清掃（以下、「家財処分等」という。）し、中富良野町空き家バンク（以下、「空き家バンク」という。）登録する方に対し補助する</li></ul> ※家財道具の処分 残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具を処分することをいう。 ※住宅の清掃 住宅内の清掃、住宅の敷地内での支障木等を除去することをいう。	
<b>【補助対象者】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・次に掲げる要件の全てを満たす方</li><li>①空き家等の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から同意を受けた方</li><li>②町税等を滞納していない方（所有者等が町外者の場合は、当該市町村における市町村民税等を含む）又は滞納しないことを確約できる方</li><li>③補助金の交付を受けた日から3年以上、空き家バンクに登録する意思があること。</li><li>④補助対象者本人及びその世帯の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員が含まれていない方</li><li>⑤補助対象者本人及びその世帯の構成員に、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていない方</li></ul>	
<b>【補助金額】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象経費の3分の2以内（上限5万円）～同一物件に対して1回限り</li></ul> ※1,000円未満の端数切り捨て	
<b>【補助対象経費】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>①中富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成4年規則第2号）第6条の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者到家財道具の処分を依頼し、当該処分に要した経費</li><li>②法人又は個人事業者が行う住宅の清掃に要した経費</li></ul>	
<b>【実施期間】</b> 令和3年度～	

**【申請に必要なもの】**

## • 着手前に申請書等の提出

（添付書類等：①家財処分等にかかる費用の見積書 ②現況写真 ③所有者等であることを証するもの（建物及び土地の登記事項証明書、固定資産家屋証明書又は固定資産税台帳記載事項証明書）

④相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本 ⑤委任を受けたものが申請する場合は、所有者又は相続人の委任状 ⑥申請者が町外者の場合は、住民票及び納税証明書（前年分）

⑦誓約書（様式第2号） ⑧その他町長が必要と認める書類）

## • 実績報告書等の提出

（添付書類等：①実施後の写真 ②家財処分等に係る費用の領収書の写し ③その他町長が必要と認める書類）

**【交付までの流れ】**

①交付申請（工事着手前）⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤額の確定⇒ ⑥指定口座へ振込

**【備考】**